

# 道民税利子割の特別徴収義務者の皆様へ

◎ 平成28年1月1日以降、次の点が変わります。

## 1 道民税利子割の納税義務者

○ 平成28年1月1日以降は、利子等の支払を受ける個人が対象となります。

## 2 道民税利子割の課税対象

○ 平成28年1月1日以降は、これまで道民税利子割として課税されていたもののうち、次の利子等の種類について、一部が配当割に変更となるなど、利子割の課税対象が変更となります。

<平成27年12月31日以前>

利子等の種類（道民税利子割で申告）
公社債利子
公社債投資信託の収益の分配
公募公社債等運用投資信託の収益の分配
国外公社債等の利子等
社債的受益証券の収益の分配

<平成28年1月1日以降>

利子等の種類	申告税目
特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金	道民税配当割
上記以外のもの	道民税利子割
投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配	道民税配当割
上記以外のもの	道民税利子割
特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金	道民税配当割
特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金	道民税配当割
上記以外のもの	道民税利子割
特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの	道民税配当割
上記以外のもの	道民税利子割

※ 道民税配当割となるものは、申告納入先が変更になります。  
また、新たに道民税配当割の申告を行う場合には、道に「道民税配当割に係る新設等の申出書」の提出が必要となります。  
詳細は、下記【お問い合わせ先・書類の提出先】へお尋ねください。

※ 上記の表のほか、道民税利子割が課税される利子等の種類等について、詳細は、道税ホームページをご覧ください。

## 3 私募債の利子の申告税目

○ 平成28年1月1日以降に支払われる私募債（「同族会社」が発行したものを除く）の利子は、その社債の発行年月日により次のとおり取扱いが異なります。

社債の発行年月日	区 分	申告税目
平成27年12月31日以前	特定公社債の利子	道民税配当割
平成28年1月1日以降	一般公社債（特定公社債以外の公社債）の利子	道民税利子割

道民税利子割は、道内の主たる営業所等において、一括して申告納入できます！

（変更される場合は、道に「道民税利子割の営業所等の設置等の届出書」の提出が必要となります。）

◎ 道税ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/index.htm>

<様式のダウンロード>

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zim/download/index.htm>

【お問い合わせ先・書類の提出先】

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館2F  
札幌道税事務所税務管理部 課税第一課 事業税第一グループ  
電話：011-281-7811